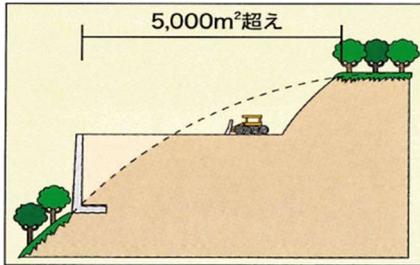


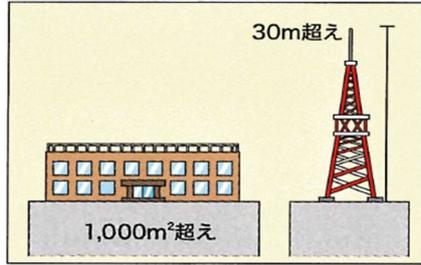
「杜の都の風土を守る土地利用調整条例」手続きにおける 事前相談のお願い

市街化調整区域や都市計画区域外で、一定規模以上の開発事業（下記例）を計画されている方は、下記窓口にご相談下さい。

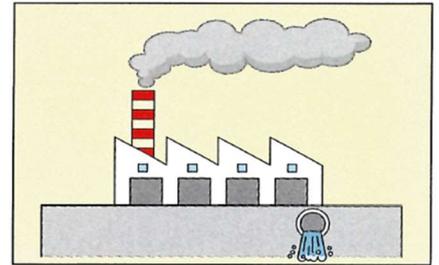
開発事業の例



面積5,000㎡を超える土地の区画形質の変更（樹林地においては1,000㎡超え）



築造面積1,000㎡を超える又は高さ30mを超える工作物の設置



危険性が大きい工場、産業廃棄物処理施設、有害物質使用特定事業場等の設置

次の事項についての確認とご説明をさせていただきます。

- ①開発事業の内容について
- ②土地利用調整条例の適用の可否について
- ③開発事業と土地利用方針との整合性について
- ④土地利用調整条例の手続きの進め方について
- ⑤提出書類の作成方法について

（届出をされる際には、必要書類に不備がないようお願いいたします。不備がある場合、受付ができないこともございますので、ご注意ください。）

- ⑥その他

「杜の都の風土を守る土地利用調整条例」とは

仙台市は、自然と共生し環境への負荷を最小限にするような持続的発展が可能な都市の構築を目指し、自然環境の保全や機能集約型都市づくりを基本とした施策を推進しています。仙台市は、これらを郊外部における適切な土地利用誘導という側面から支え、実現していくため、平成16年3月に杜の都の風土を守る土地利用調整条例を制定しました。

この条例に基づき、郊外部で開発事業を実施しようとする方は、開発事業の実施に際して必要となる許認可等の申請などの前に、土地利用調整条例の手続きの実施が必要となります。

また、条例では、郊外部における開発事業のあり方の指針として「土地利用方針」を定めております。地域によっては、原則開発事業の実施をご遠慮いただく場所もございますので ご注意ください。

土地利用調整条例の手続きの概要や現在手続き中の開発事業については、仙台市ホームページにてご覧いただけます。（<https://www.city.sendai.jp/kaihatsuchose-chose/jigyosha/taisaku/kaihatu/chose/joho/index.html>）

大規模な事業ほど、手続きに時間を要します。
お早目にご相談ください。

お問い合わせ窓口

仙台市 都市整備局 開発調整課 調整係

電話：022-214-8343 FAX：022-214-8598

メールアドレス：tos009410@city.sendai.jp